

米 国

連邦規則制定で有機の定義を明確化

全国オーガニックプログラム (NOP)

米国連邦政府による有機農産物・食品に関する諸政策は、90年に策定された「オーガニック食品生産法」に基づき実施されてきたが、州政府でも独自の規制が行われていたことから、同法は十分効果的に運用されてきたとは言えない状況であった。そこで、97年12月、米国農務省 (USDA) は、同法を基に有機食品の生産や取り扱いなどに関する連邦規則「全国オーガニックプログラム (NOP: National Organic Program)」案を作成した。同規則案は、国民、関係者の関心が高く27万5,000件以上のパブリックコメントが寄せられた。2000年12月、連邦政府はこれらコメントを踏まえ最終規則 (以下、NOP) を公表、同規則にのっとった有機農産物・食品政策に着手した。

NOPでは、有機の定義が明確化されている。具体的には、遺伝子組み換え、放射線照射、農薬の使用が禁止されているなど、有機農産物・食品の生産・流通方法や使用が禁止される生産資材などが詳細にわたり規定されている。さらに、州政府もしくはUSDAの許可を受けた認定機関によって認定された農家や加工業者が生産した農産物・食品だけが有機マーク (図参照) を表示できることとなっている。

今回のNOPの重要ポイントとして次の3点が挙げられる。

「made with organic ingredients (有機原料使用)」と表示するためには、当初案では、含有量が50%以上と規定されていた。NOPでは70%以上でなければならず、基準がより厳しいものに変更されている。

「commercial availability provisions (商業的に入手可能な有機原材料に関する条項)」が設けられている。これによれば、

「有機」と表示する際、有機として商業的に入手不可能な原材料に限り5%まで許容される。

加工流通業者が、当該製品に有機原材料の含有量を表示することが認められることとなる。

NOPの発効は2001年2月、新しい有機表示は、

2001年の夏ごろから随時実施に移され、2002年の中ごろまでに対象となるすべての食品に適用されることとなっている。

加工型有機食品の増加で市場は拡大

オーガニック・ファーマー・リサーチ財団 (OFRF: Organic Farming Research Foundation) の調査によれば、米国では約6,600戸が有機栽培農家として認定を受けている (2000年)。また、OFRFとUSDAの試算によれば、認定を受けていないが有機農産物を生産している農家を含めると、有機農産物を市場に提供している

新しい有機認定マーク



農家は約1万2,500戸に上っている。認定農家は、過去10年間で急増している。総農家数（約190万戸）に大きな変化がみられない中、91年に約2,800戸であった認定農家は、その後10年間で2倍以上に増加している。なお、総農家数に占める有機栽培農家（認定農家＋非認定農家）のシェアは約0.7%となっている。

調査会社プロマー・インターナショナル（Promar International）の調べによれば、米国における有機農産物・食品の小売段階の市場規模は約65億ドル（99年）で、食品全体（約4,200億ドル）の1.5%を占める。98年との比較では18%の増加となっている。さらに、同社の試算によれば、2002年には約110億ドルに達すると予想されている。99年の市場シェアをカテゴリー別にみると、農産品（野菜・果実）が全体の6割以上を占め、次いで、冷蔵・冷凍食品（13.8%）、乳製品（9.3%）の順となっている。

また、市場傾向として、野菜・果実といった素材型の有機食品のシェアが低下する一方、クッキーなどのベーカリーや乳製品といった加工型の食品のシェアが拡大している（表参照）。実際、2000年に市場に投入された有機食品の新製品（366品目）のうち、18%が飲料、13%がベーカリー、13%がソース（ドレッシング）であった。

カテゴリー別にみた有機食品の小売市場シェア（試算）

	99年	2000年	2001年	2002年
市場規模（100万ドル）	6,461	7,759	9,352	11,144
加工型	39.6	44.7	50.4	55.5
シェア（%）				
飲料	2.0	1.9	1.9	1.8
その他	6.8	7.5	8.4	9.5
肉・肉製品	3.4	3.7	4.0	4.3
ベーカリー	4.3	5.2	5.9	6.6
乳製品	9.3	10.7	12.3	13.8
冷蔵・冷凍食品	13.8	15.6	18.0	19.5
素材型（農産品）	60.4	55.3	49.6	44.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：プロマー・インターナショナル

輸入先として有力視される中南米

堅調な有機農産物需要を背景に輸入も増加傾向にある。特に、中南米地域からの野菜・果実輸入が盛んになってきている。輸入される有機農産物は、国内産の端境期を狙った生鮮野菜や周期的に供給できる果実が主で、価格面での競争力も輸入の増加要因の一つとなっている。

現在、米国、カナダ、中南米諸国により米州自由貿易地域（FTAA）の交渉が進められている。市場アクセス、投資、サービスなど九つの分野で交渉が行われており、農業も1分野として取り上げられている。農業分野では、主に輸出補助金、貿易わい曲的慣行の削減、検疫ルール策定を中心に議論が進められているが、有機認証については、今のところ関係国間での利害が顕在化するようなテーマとしては位置付けられていない。

米国政府は、NOPを国内産は当然のこと、外国産にも適用するとの立場をとっている。前述のように有機農産物輸入が増加する中で、内外の生産者双方から有機認証制度を議論のテーブルに乗せる動きが生ずる可能性も否定できない。

人口8億人、国内総生産（GDP）で11兆ドルに上る経済規模、3兆4,000億ドルの貿易額を持つ南北アメリカ地域でFTAAが創設されれば、史上最大規模の自由貿易地域が出現することとなる。現在、中南米からの有機農産物の対米輸出が盛んであること、米国内で有機食品への関心が高まってきており需要が拡大してきていることに照らせば、貿易圏の形成は輸入急増の契機となるとも考えられる。